

年金分割の合意書

【合意内容】

(甲) 年金太郎 と (乙) 年金花子 は、
次の事項について合意したので、ここに合意書を作成する。

第一条 厚生年金保険法第78条の2第1項の規定に基づき、標準報酬の改定
または決定の請求をすること。

第二条 第一条に規定する請求について、請求すべき按分割合を

0. 45000

とすること。

令和 XX 年 XX 月 XX 日

署名等 (甲)	個人番号 (または基礎年金番号)	<u>XXXXX-XXXXXXX</u>	
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和	<u>XX 年 XX 月 XX 日</u>
	氏名	<u>年金太郎</u>	

署名等 (乙)	個人番号 (または基礎年金番号)	<u>XXXXX-XXXXXXX</u>	
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和	<u>XX 年 XX 月 XX 日</u>
	氏名	<u>年金花子</u>	

※ 記入・署名の前に裏面の注意事項を必ずお読みください。

年金事務所等使用欄		※ 職員が記入するため、請求者は記入不要です			
	提出者区分	確認書類	印鑑照合欄	確認欄	受付印
甲	本人 ・ 代理人	運転免許証・運転経歴証明書 パスポート・個人番号カード 印鑑登録証明書			
乙	本人 ・ 代理人	運転免許証・運転経歴証明書 パスポート・個人番号カード 印鑑登録証明書			

記入不要

記入例および注意事項

* 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。

「合意内容」欄は、(甲)および(乙)本人がご記入ください。

「合意内容」欄には、当事者の氏名および請求すべき按分割合を「年金分割のための情報通知書」に記載された按分割合の範囲内で、最大で小数点以下第5位までご記載ください。(上限は0.5です。)

「署名等」欄には、必ず(甲)および(乙)本人がそれぞれご署名ください。

委任状がある場合でも、代理人が代わって記入することはできません。

代理人が持参される場合は、事前に(甲)および(乙)本人がそれぞれ署名したものを準備していただく必要があります。

「年金分割の合意書」に必要な添付書類

(1) 「合意書」を当事者本人が持参する場合

本人確認書類(以下の①~⑤のいずれか1つ)

- ① 運転免許証
- ② 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)
- ③ パスポート(令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る。)
- ④ 個人番号カード(マイナンバーカード)
- ⑤ 印鑑およびその印鑑に係る印鑑登録証明書

※ 住民基本台帳カード(有効期間内のもので顔写真付に限る)は④個人番号カードと同様に取り扱います。

(2) 「合意書」を代理人が持参する場合

委任状(年金分割の合意書用)および委任状に係る添付書類

※ 委任状に係る添付書類は、委任状の裏面をご覧ください。

(注) 標準報酬改定請求手続きに際しては、別途、必要となる添付書類があります。

年金分割の合意書に不備がある場合は、年金分割請求に応じられませんので、ご注意ください。